

町道等管理作業報奨金の御案内

町道並びに町が管理する林道及び農道（以下「町道等」という。）の環境美化及び愛護意識の高揚を図り、安全で快適な生活環境の創造及び美しいまちづくりを進めるため、町民が一体となり自発的に町道等管理作業を実施する団体に対し、町道等管理作業報奨金を交付します。

1 助成対象者 町内で活動する5人以上で構成された団体

2 助成対象作業（町道等管理作業）

町道等の機能維持、交通安全の確保、地域の美化活動等を目的として行われる作業で、除去物の処分を団体で行うものであって、次に掲げる作業とする。

作業名	作業内容
草刈り作業	道路敷のうち路肩を含めたおおむね1メートル以上の範囲の法面等の草刈り
支障木伐採及び枝打ち作業	道路敷の上空にあり、通行の支障となっている、又は支障となることが予想される樹木、枝等の伐採及び枝打ち
清掃作業	町道等、路側帯又は町道等の側溝に堆積した土砂、落ち葉、ごみ等の除去

※支障木の伐採及び枝打ち作業を私有地で行うときは、当該私有地の所有者の承諾を得た上で作業すること。

3 助成対象道路

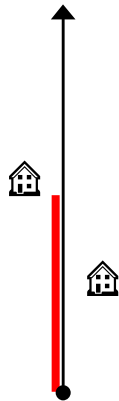
区分	実施延長	対象道路
町道	300m以上	(1) 起点から終点にかけて、現に居住している住宅2軒以上が隣接している道路で、交差点部から最後の住宅までの道路 (2) 町道等で複数路線を経由して、住宅に接続し、連続した作業実施予定区間に住宅2軒以上が隣接している道路で、交差点部から最後の住宅までの道路
農道	300m以上	(1) 複数の耕作者が現に耕作している農地に隣接する道路で、交差点から最後の耕作農地の進入口までの道路 (2) 起点及び終点が町道等と接している道路
林道	1,000m以上	国道、県道、町道等に接している道路

4 報奨金の額 町道等管理作業を実施する区間の道路延長1メートルにつき50円
（一の団体につき一の年度内に1回限りとする。）

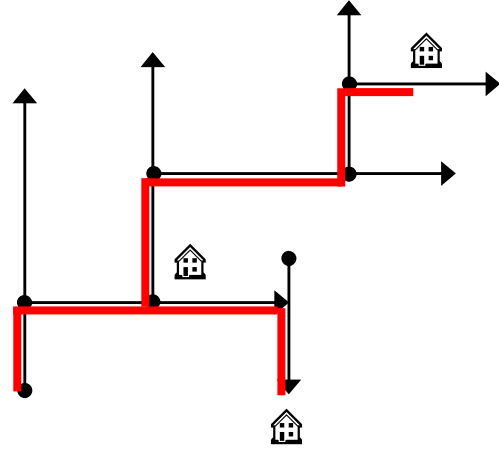
助成対象道路（参考図）

町道（実施延長300m以上）

(1)

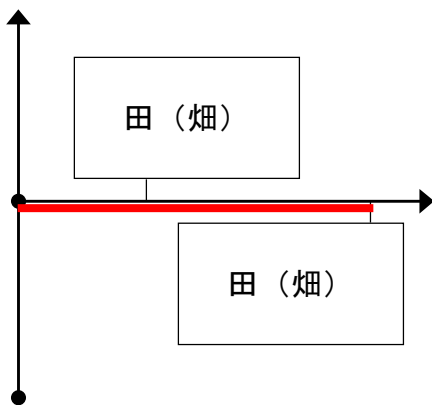


(2)

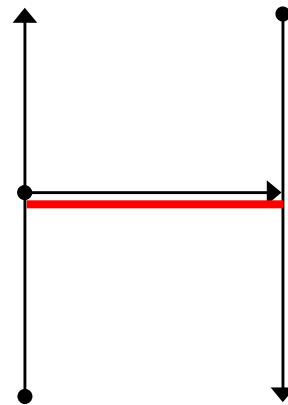


農道（実施延長300m以上）

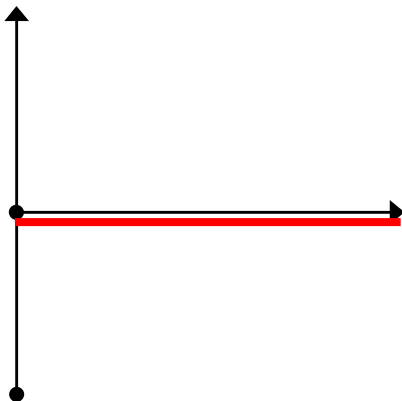
(1)



(2)



林道（実施延長1,000m以上）



町道等
助成対象範囲